

廃棄物処理法上の排出事業者責任の概要

| | |
|------------------------|--|
| 処理責任 | 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。 |
| 多量排出事業者の計画策定義務 | その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。 |
| 委託に当たったの委託基準の遵守 | 事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、政令で定める委託基準（ ）に従わなければならない。 他人の産業廃棄物の処理を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の処理がその事業範囲に含まれるものに委託しなければならない、委託契約は書面により行われなければならない 等 |
| 委託した場合の最終処分までの注意義務 | 事業者は、その産業廃棄物の処理を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置（ ）を講ずるように努めなければならない。 許可業者に対し処理を委託する場合に適正な処理料金を負担することや、事業の用に供する施設を実地に確認する、不適正処理が行われる可能性を知った際に処理委託や廃棄物の引渡しを中止する 等 |
| 管理票交付義務 | 産業廃棄物の処理を委託する事業者は、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければならない。 管理票交付者は、一定期間内に運搬又は処分が終了した旨を記載した管理票の写しが送付されてこない場合は、当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、適切な措置（ ）を講じなければならない。 不法投棄等の不適正処理が行われていれば、産業廃棄物の引渡しや処理の委託をやめたり、適正処理を行うための措置や、周辺的生活環境を保全するための措置 等 |
| 委託した処理が不適正に行われた場合の措置命令 | 産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき、以下の排出事業者は措置命令の対象となる。 ・委託規準に違反する委託をした排出事業者 ・管理票交付義務違反など、当該産業廃棄物の一連の処理の行程における管理票に係る義務に違反した排出事業者 ・上記事項に直接違反はしていないが、実際の処分者等が支障の除去等の措置を講ずることが困難な場合等であってなおかつ、当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないなど、排出事業者責任の責務に照らして支障の除去等の措置を採らせることが適当な排出事業者 |